

番 号 : 151101

国 名 : カメルーン

担当部署 : 地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム

案件名 : カメルーン・コンゴ盆地森林・自然環境保全に係る情報収集・確認調査 (森林保全)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 森林保全
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年1月下旬から2016年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.35M/M、現地 1.33M/M、合計 1.68M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地派遣期間 40日 整理期間 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2016年1月13日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	森林保全対策に係る各種業務
対象国/類似地域	カメルーン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 :

黄熱病（必須）：入国査証取得および入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

6. 業務の背景

コンゴ盆地に広がる森林はアマゾンに次ぐ世界第2の森林面積（約370万km²）を誇る熱帯林であり、生物多様性の宝庫ともなっている。一方で人口の増加に伴う地域住民の過剰利用による森林減少や違法伐採による森林劣化等によって森林減少率は近年0.09%/年（1990-2000）から0.17%/年（2000-2005）（世銀 2013）へと悪化おり、生物多様性保全や気候変動対策の観点から森林保全の重要性が高まっている。

これに対処するため、中部アフリカ10カ国は中部アフリカ森林協議会（COMIFAC）を設立（2005）、加盟国の森林生態系の保全と持続的管理を目指す「収束計画」を策定し、2005年より森林保全や生物多様性保全を中心とした政策強化や、組織・能力強化等の活動を行ってきている。2014年7月には森林・環境政策の指揮、調整、モニタリングなどにおいて優先度の高い活動を推進するための共通目標として収束計画改訂版（2015-2025年）を策定した。JICAは本収束計画を支援するため、2011年より専門家をCOMIFAC事務局に派遣、更に技術協力「COMIFAC諸国における生物多様性保全・利用および気候変動対策促進プロジェクト（以下、COMIFACプロジェクト）」を2015年8月から2020年8月までの5年間の予定で開始し、COMIFAC諸国に対して森林保全及び生物多様性保全などの分野に関する支援を実施している。

国境を越えて広がるコンゴ盆地の森林保全を進めるには、COMIFACのような地域機関をつうじた政策・制度の強化が肝要である一方、加盟各国における国ごとの実情に応じた対策も必要である。これまでJICAではカメルーンに対して、環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」を2012年5月～2014年5月の期間で実施し、森林の基礎情報の収集、モニタリング、評価等に必要な資機材を調達するための資金供与を行った。また、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）として「カメルーン熱帯雨林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理プロジェクト（FOSAS）」を2011年7月～2016年7月の予定で実施している。当該プロジェクトにおいて熱帯雨林の周辺の地域住民の生計向上に関する調査に加え、特に森林資源を利用しながら生活している狩猟採集民族の非木材森林資源の利用方法などの調査を行っており、自然資源の持続的な利用に関する研究が進められている。

係る状況のもと、本調査では、これまでのCOMIFAC事務局への専門家派遣や環境プログラム無償資金協力及び実施中のFOSASの成果や教訓も踏まえ、またCOMIFACプロジェクトとの相乗効果を勘案しつつ、カメルーンの森林保全・生物多様性保全分野におけるJICAの貢献を検討するため、同分野のカメルーンの政策・制度及びその実施状況、実施体制及び現地リソース、他ドナーの活動状況、活用しうる日本の知見等について情報収集を行うため、本調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、森林保全分野に係る情報収集のために必要な以下の調査を行う。なお、別途派遣される生物多様性保全分野の団員と協力して調査を行い、カメルーンにおける森林保全・生物多様性保全についての報告をまとめること。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2016年1月下旬）

- ①国内で入手可能なカメルーンにおける森林保全に係る情報を収集・分析し、現地調査で収集すべき情報を検討する。必要に応じ、関係機関（COMIFAC、カメルーン森林・野生動物省、カメルーン環境・自然保全・持続可能開発省、国際連合食糧農業機関（FAO）、国連開発計画（UNDP）、アフリカ開発銀行（AfDB）、世界銀行、フランス開発庁（AFD）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、Center for International Forestry Research（CIFOR）、等）に対する質問票（案）（英文もしくは仏文）を作成する。
- ②担当分野にかかる調査の方針・内容・方法及びスケジュールを検討し、業務計画書（案）を作成し、JICA地球環境部のコメントを踏まえて最終化する。
- ③対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2016年2月上旬～3月中旬)

- ① JICAカメルーン事務所等との打合せを行う。
- ② 実施中のCOMIFACプロジェクトへのヒアリングを行い、同プロジェクトの現状及び計画を理解する。
- ③ 関係機関へのヒアリング・アンケート、現地調査、文献調査等を通じて、カメルーンの森林保全に係る情報・資料を収集し、現状を整理・把握する。収集する情報は以下のとおり。その他、必要と考えられる項目があればプロポーザルにて提案すること。
 - ア) 関連法規・制度およびガイドライン等
 - イ) 関係省庁の既存の森林保全・管理に関する計画等 (REDD+(Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries) など)
 - ウ) 関係省庁における森林保全の実施体制、現地リソース
 - エ) 関係省庁及び地域コミュニティにおける森林保全の活動状況 (REDD+関連のパイロット活動、森林モニタリング、違法伐採取り締まり、情報データベース、アグロフォレストリー、伝統的知識の活用等)
 - オ) 他ドナーの支援状況
- ④ 上記③の情報を基にカメルーンにおける森林保全分野における課題・問題点を抽出する。
- ⑤ 日本における森林保全の経験・技術を踏まえ、現地に適用できる知見について検討する。
- ⑥ 上記調査結果を踏まえ、カメルーンの森林保全分野の現状、課題、JICAの協力可能性、協力候補サイトについて提言を取りまとめる。JICAの協力可能性検討に当たっては、COMIFACプロジェクトとの連携可能性も考慮する。
- ⑦ 担当分野の中間報告書案 (和文) を作成し、生物多様性保全分野担当が作成する報告書と併せて情報収集・確認調査の中間報告書案を取りまとめる。
- ⑧ 担当分野に係る調査結果をJICA地球環境部及びJICAカメルーン事務所に報告する。
- ⑨ JICAからのコメントを踏まえ、生物多様性保全分野担当とともに中間報告書案を修正する
- ⑩ JICAが実施する先方関係機関と今後の協力可能性に関する協議に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2016年3月中旬)

- ① 先方関係機関との協議を踏まえ、生物多様性保全分野担当の報告書と併せて調査報告書最終案を作成し、JICAに提出する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

8. 成果品等

本契約で作成する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は (3) 調査報告書最終案とする。

(1) 業務計画書

部数：和文 (電子データにて提出)
提出時期：契約締結日から起算して10営業日以内
内容：調査の基本方針、調査方法、調査計画

(2) 中間報告書

部数：和文を電子データで提出
提出時期：2016年2月下旬
内容：カメルーンの森林保全分野の現状、課題、JICAの協力可能性等

(3) 調査報告書最終案

部数：和文2部 (以上、簡易製本)、各電子データ
提出時期：2016年3月
内容：カメルーンの森林保全分野の現状、課題、JICAの協力可能性等
調査時に収集した各種資料を添付

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含みます。航空賃については、成田・羽田（日本）ーパリ（フランス）ーヤウンデ（カメルーン）間を計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

現地派遣期間は2016年2月上旬～2016年3月中旬を予定しています。JICAの調査団員はJICA本部及びカメルーン事務所より一部の期間参团し、コンサルタントのみで現地調査を行う期間があります。

(2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 森林保全（本コンサルタント）

ウ) 生物多様性保全（コンサルタント）

(3) 便宜供与内容

当機構カメルーン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

あり（日本語もしくは英語⇄仏語）

オ) 現地日程のアレンジ

調査初期の日程のみ機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(4) 参考資料

1) 公開資料

・カメルーン「コンゴ盆地持続的森林経営・気候変動アドバイザー」専門家派遣 業務完了報告書（2014-2015）

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc500.nsf/VIEWJCSearchX/E1EA2B319DCA1F6C49257E6C001D426A?OpenDocument&pv=SearchResultView&pid=DD3B93D99E6FECA149257C940079EC88>

・カメルーン「カメルーン熱帯雨林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理プロジェクト（FOSAS）」SATREPS 中間レビュー報告書（2011-2016）

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc500.nsf/VIEWJCSearchX/53F99EF70238CFDF49257CE5002F63F4?OpenDocument&pv=SearchResultView&pid=EE7339F6315BE84D492577FF0012AAAB>

2) 配布資料

下記資料はJICA地球環境部自然環境グループ自然環境第二チーム（Tel03-5226-9537）にて配布します。

・カメルーン「コンゴ盆地森林生態系保全アドバイザー」専門家派遣 業務完了報告書（2011-2014）

3) 参考URL

近隣諸国における自然環境保全分野プロジェクト情報

- ・ガボン「持続的森林経営に資する国家森林資源インベントリーシステム強化プロジェクト」(2012-2017)

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1100582/index.html>

- ・ガボン「野生生物と人間の共生を通じた熱帯林の生物多様性保全プロジェクト」(2009-2014)

<http://www.jica.go.jp/oda/project/0802827/index.html>

- ・コンゴ(民)「持続可能な森林経営及びREDDプラス促進のための国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト」(2012-2017)

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1100636/index.html>

- ・カメルーン「森林保全計画」(2012-2014年)

http://www.jics.or.jp/jigyou/musho/environment/cameroon_201304.html

(5) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②カメルーン国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAカメルーン事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年11月)」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。
なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談下さい。
- ④カメルーンの公用語は仏語であるため、仏語ができれば望ましいです。

以上